

鳥取県告示第447号

昭和55年鳥取県告示第60号（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について）の一部を次のように改正する。

平成23年8月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|----------------|--|--|---|---------|---------|----------------|--|---|--|---------|---------|
| 第1 経営等改善資金 | | | | | | 第1 経営等改善資金 | | | | | |
| 種類 | 貸付対象 | 貸付限度額 | 貸付けの相手方 | 貸付申請の時期 | 貸付決定の時期 | 種類 | 貸付対象 | 貸付限度額 | 貸付けの相手方 | 貸付申請の時期 | 貸付決定の時期 |
| 操船作業省力化機器等設置資金 | 次に掲げる機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金 | 自動操だ装置を設置する場合において1台につき1,000,000円、遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき500,000円、 <u>サイドスラスト</u> を設置する場合には1台につき4,000,000円、レーダーを設置する場合には1台につき1,200,000円、GPS受信機を設置す | 沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業に従事する者の組織とする団体及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）並びに中小企業者と農林漁 | 略 | 略 | 操船作業省力化機器等設置資金 | 次に掲げる機器、設備又は装置（以下「機器等」という。）で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金 | 自動操だ装置を設置する場合において1台につき1,000,000円、遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき1,800,000円、レーダーを設置する場合には1台につき1,200,000円、GPS受信機を設置する場合には1台につき1,300,000円 | 沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業に従事する者の組織とする団体及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）並びに <u>これら</u> の者が実施す | 略 | 略 |

| | | | |
|---------------------------------------|---|--|---|
| | りウイ ンチ | ては1台につ き 1,800,000 | 含む。) |
| 5 | 放電 式集魚 灯 | 円、海水殺菌 装置を設置す る場合にあっ | 及び地 域資源 を活用 した農 |
| 6 | 漁業 用クレ ーン | ては1台につ き 3,000,000 | 林漁業 者等に よる新 |
| 7 | 漁獲 物等処 理装置 | ナーを設置す る場合にあっ | 事業の 創出等 |
| 8 | 海水 冷却装 置 | ては1台につ き 5,000,000 | 及び地 域の農 |
| 9 | 海水 殺菌装 置 | 円、カラー魚 群探知機を設 置する場合に | 林水産 物の利 用促進 |
| 10 | 漁業 用ソナ ー | あつては1台 につ き | に関する法律 |
| 11 | カラ ー魚群 探知機 | 1,500,000円、 潮流計を設置 する場合にあ | (平成 22年法 律第67 号) 第 |
| 12 | 潮流 計 | つ き 5,000,000円 | 6条第 3項に 規定す る促進 |
| 補機 関等 駆動 機器 等設 置資 金 | 次に掲げ る機器等 で知事が 別に定め る基準に 適合する ものの設 置に必要な資金 | 補機関を設 置する場合に あつては1台 につ き 4,000,000円、 油圧装置を設 置する場合に あつては1台 につ き 5,000,000円 | 事業者 であつ て同法 第5条 第4項 第3号 に掲げ る措置 を行う もの |
| 1 | 補機 関(動 力取出 装置付 きの推 進機関 を 含 む。) | | |
| 2 | 油圧 装置 | | |
| 略 | | | |

| | | | |
|---------------------------------------|---|--|--|
| | | 台につ き 2,000,000円、 漁業用クレ ーンを設置す る場合にあっ ては1式につ き 4,000,000円 | 促進に 関する 法律 (平成 20年法 律第38 号。以 下「農 商工等 連携促 進法」 とい う。) 第11条 第1項 の認定 中小企 業者 (以下 「認定 中小企 業者」 とい う。) 又は認 定中小 企業者 が団体 である 場合に おける その直 接若し くは間 接の構 成員が 農商工 等連携 促進法 第4条 第2項 第2号 ハに掲 げる措 置を行 |
| 補機 関等 駆動 機器 等設 置資 金 | 次に掲げ る機器等 で知事が 別に定め る基準に 適合する ものの設 置に必要な資金 | 補機関を設 置する場合に あつては1台 につ き 4,000,000円、 油圧装置を設 置する場合に あつては1台 につ き 1,000,000円 | |
| 1 | 補機 関(動 力取出 装置付 きの推 進機関 を 含 む。) | | |
| 2 | 油圧 装置 | | |
| 略 | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|--|--|--|--|--------------|--|---|------------------|--|--|
| 乗組員安全機器等設置資金 | 次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金 1 転落防止用手すり 2 安全カバー装置 3 揚網機安全装置 | 転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあっては500,000円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては400,000円 | | | | 乗組員安全機器等設置資金 | 次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するものの設置に必要な資金 1 転落防止用手すり 2 すべり止め 3 安全カバー装置 4 揚網機安全装置 5 船上トイレ | 転落防止用手すり、すべり止め又は安全カバー装置を設置する場合にあっては500,000円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては400,000円、船上トイレを設置する場合には <u>あ</u> っては300,000円 | う場合における当該認定中小企業者 | | |
| 救命消防設備購入資金 | 次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するものの購入に必要な資金 1 救命胴衣 2 消火器 3 イー | 救命胴衣又は消火器を購入する場合にはあつては100,000円、イーパブを購入する場合にあつては600,000円、レーダートランスポンダを購入する場合にはあつては650,000円、 <u>小型漁船緊急連絡装置を購入する場合には1件につき</u> 1,300,000円 | | | | 救命消防設備購入資金 | 次に掲げる機器等で知事が別に定める基準に適合するものの購入に必要な資金 1 膨脹式救命いかだ 2 救命胴衣 3 救命浮環又は救命浮輪 4 信号紅炎 5 消火器 6 イー | <u>膨脹式救命いかだを購入する場合にはあつては500,000円、救命胴衣、救命浮環、救命浮輪、信号紅炎又は消火器を購入する場合にはあつては100,000円、イーパブを購入する場合にはあつては600,000円、レーダートランスポンダを購入する場合にはあつては650,000円</u> | | | |

